

(整理番号 2 4 0 6)

長野地方最低賃金審議会 第 2 回長野県最低賃金専門部会 議事録

令和 6 年 1 1 月 1 9 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 7 月 3 1 日 9 時 5 8 分 ~ 1 1 時 2 8 分 長野労働局 1 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県最低賃金の改正審議について 2 その他		

議事録

開会

○岡田賃金室長

それでは定刻より少し早いですけれども、ただいまより長野地方最低賃金審議会、令和 6 年度第 2 回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず定足数の確認です。本日の出席者は委員 9 名中 9 名全員のご出席をいただいておりますので、最賃審議会令第 5 条第 2 項に基づき本部会は有効に成立していることをご報告します。また、本日は 3 名が傍聴に、報道機関 1 社が取材に来られていることを併せてご報告いたします。

あと、事務局から配付資料について簡単に説明をさせていただきます。1 は先日部会長、部会長代理が決まりましたので、その丸印が付けてある委員名簿、2 は長野県の最賃額改定に伴う影響率がわかる賃金実態調査結果報告書、3 は長野県の最賃額改定の推移表、4 は先日の第 2 回本審で資料 21 中賃関係資料をまとめてお配りしたところですが、そこから漏れていたものですから、今回追加配付いたします賃金分布に関する資料、5 は長野県の最新の雇用情勢資料、6 は長野県の求人募集の賃金額が分かる資料です。こちらは昨年度委員のほうから提出のご要望があったことを踏まえ今回お配りさせていただいております。7 は内閣府の最新月例経済報告、最後 8 が業務改善助成金の都道府県別実績表となります。これからの審議で参考にしていただければと存じます。

よろしいでしょうか。それでは、これからの審議につきまして、倉崎部会長、よろしくお

願いいたします。

倉崎部会長

皆さん、おはようございます。いよいよ本日から実質審議ということになりますが、総会でも述べましたとおり、より長野県の労使の実情を反映し、より労使の納得感に接近した結論を目指していきたいと思っておりますので、活発なご議論をお願いします。

まず、昨年度も申し上げましたが、第2回以降の専門部会に関しては、長野地方最低賃金審議会会議公開要綱別紙により、原則としては公開、ただし公開することにより個人情報の保護に支障を来す等、公開による不利益が生じるおそれがある場合は、部会長の判断で非公開とすることができるというのがルールとなっております。

しかしながら、いま申し上げた非公開の要件については、部会長が即断即決できる要件ではありませんので、進行しながら、都度、労使委員の皆さんの公開・非公開に関するご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

公開・非公開に関する大きな考え方としては、例えば公労、公使といった二者協議は秘密性が高いため非公開とし、公労使の三者協議は基本的に公開というのが基本的な考え方として据えたいと考えております。審議の透明性をできる限り確保するという観点から、そのあたりにつきまして、進行の都度、委員の皆様のご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

それでは次に、本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員からは櫻井委員、使用者代表委員からは井出委員にそれぞれお願いをいたします。

倉崎部会長

それでは、次第に沿って進めてまいります。まず議題(1)の長野県最低賃金の改正審議についてです。本日より、長野県最低賃金の具体的審議に入りますが、例年ですと、まず労使双方から基本的な考え方を発表していただく。これが1段階目。次に、基本的な考え方に對し質疑をする。これが2段階目。次に、もし本日金額提示のご準備があるとするならば、金額の提示をしていただく。これが3段階。そして4段階目として、その金額に対して議論をするという、大きく4段階の流れになると思うのですが、このうち、第1段階である基本的な考え方の発表と、それに対する労使の質疑というところまでは公開をして特段差し支えないと思っておりますので、取りあえずはそこまで公開を維持したまま進めたいと考えておりますが、労使の皆さん、そういう進め方でよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」を確認)

その後の金額提示以降をどういう扱いにするかについては、また改めてお諮りすることといたします。それでは、例年にならしまして、まず、労働者代表委員から、今年度の改正審議に向けた基本的な考え方、ご主張の発表をお願いいたします。

山口委員

おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、私のほうから、労働者側委員の考え方を申し上げたいと思います。

基本的な考え方につきましてはこれまで同様でありまして、この審議会の一番根底にある最賃法第1条、低廉な労働者の労働条件の改善を図るということがまず一番だと考えております。全ての労働者が健康で最低限度の生活を安定して営むことが出来る水準を議論させていただきたいと考えております。

近年一定の賃上げがされてきてはいるものの、これは中賃でも議論されていますが、それを上回る物価上昇が続いており、実質賃金は減少し続けているということです。特に最低賃金近傍で働いている方たち、パートタイムや派遣の皆さんの賃上げが思うように進んでいないというのが現状だと認識しています。

また、本年の賃上げ状況を見ても、多くの企業で昨年を上回る、1万円を超えるような大幅な賃上げが実施されてございます。実力以上の無理をした対応だということと言われるかもしれませんが、企業として人材確保の問題や従業員の生活の維持といった上げざるを得ない状況を理解した上での賃上げだというふうに捉えております。ただ、この大幅な賃上げにつきましては、正規従業員、労働組合があるような正規従業員にとどまっているということも実情だと考えています。物価上昇により生活がより苦しくなっているのは、先ほど申し上げましたとおり、最低賃金近傍で働いている非正規の皆さんということであり、この審議会はそうした皆さんが人足る生活を維持するためにあるということと考えていきたいと思っています。

昨年全国で加重平均が初めて1,000円を超えて1,004円となりましたけれども、Bランクである長野県は948円と、はるかに及んでいないというのが実態であります。現在のこの水準では、年間2,000時間を働いたとしても、ワーキングプアと言われる水準の200万円に届かない、憲法で定めている生存権が確保できていないと言わざるを得ないと考えています。確かに企業経営においては、原材料費の高騰、燃料費等の企業物価が高騰しているということは我々としても承知をしておりますけれども、これだけ日用雑貨、食品といった生きていくために必要なものが値上がっていることを考えれば、まずはその対策を最優先させるべきだということで、我々としては強く申し上げたいと思っております。

一方で、最低賃金を上げるということはセーフティーネットであると同時に、中賃でも、この長野県でもこれまで議論してきたとおり、人材確保や流出の防止といった経済政策でもあると考えているところであります。阿部知事も、人手不足・少子化対策を重視した対策としてこの長野県においても、結婚して子供を産み育てる、安心してそういったことができる環境を整えることが重要だと述べられています。今すぐこの最低賃金を上げることで経済対策にはつながらないかもしれませんが、そうした環境を整えることが、結果として将来この長野県の産業を支えることにつながっていくと我々としても思っています。まずは、その第一歩として全国的に注目されているこの1,000円ということをしっかり目指していきたいと思っています。今回1,000円に届くと言われる都道府県が全国の半数を超えるだろうと言われている中で、もしこれに長野県として乗り遅れるようなことがあれば、人材流出

が加速すると思っています。1,000円という4桁の数字、これが999円でたとえ1円の差でも、やはり見え方が全く違うと我々として思っていますので、その辺にしっかりこだわりながら議論をさせていただきたいと思っています。

いずれにしても、今申し上げました考え方を基に、中賃の目安審議で様々な資料を基に、公労使三者で慎重に審議をして導き出していただいた目安を尊重しつつも、最重要課題となつてございます地域間格差、この問題にもしっかりと向き合いながら審議をさせていただきたいと考えています。以上が労働者側としての基本的な考え方であります。補足等があれば、労働者側委員で補足をお願いできればと思います。

(特になし)

倉崎部会長

ありがとうございました。

次に、使用者代表委員からご発表をお願いしたいと思います。

井出委員

それでは、私のほうからまずお話しをさせていただき、あとまた補足をさせていただくような進め方をお願いをしたいと思っています。

まずは使用者側の考え方ですけれども、まず業況、先ほど経済状況についての見方ですが、一応私ども主眼を置いておりますのが、やはり支払い能力というところを重点的に考えておりますので、そういったところに沿って申し上げたいと思います。

6月の日銀短観によりますと、業況がよいと答えた企業から悪いと答えた企業の割合を引いた業況判断指数は、全産業の中でマイナス1です。3月調査から2ポイント下落しており、3四半期連続で悪化しています。人手の回復ですとか、価格転嫁の一部進展がプラスの要因となっている一方で、海外経済の回復ベースの限界やIT関連の需要の低迷が全体を押し下げていると思われまふ。製造業におきましては、3四半期連続で悪化をしております。3四半期連続でマイナス圏にあります。私ども中央会の中でも、情報連絡員の皆さんから生のお声を毎月いただいておりますけれども、特に食品製造等で業況は大変厳しい状況が続いているという回答が続いております。また受注の減少ですとか、需要の停滞により全体の業況は悪化しております。仕事が薄いため、単価競争が始まっているという懸念もございませう。非製造業におきましては、2四半期ぶりに悪化をしましたけれども、依然として高水準にあると。先行きは非製造業で慎重な見方が非常に目立っております。トラック・バス・タクシー業界においては、2024年問題の影響もありまして、労働時間の短縮、労働力確保、さらには燃料価格の高騰による価格転嫁が難しい等々の課題が山積しております。業況は落ち込んでいるとの判断ができると思います。とりわけ信用保証協会が発表した4月-6月期の代位弁済額は、前年同月比の80.5%増の208件、17億6,700万円と発表されている状況にあります。ゼロゼロ融資等が返済期を迎えております。いろいろな事が厳しい中で、こうした状況がさらに強まっていると考えております。3か月後の先行きを見ましても、全産業では1が

イント下落のマイナス2、非製造業においては11ポイント下落のプラスの2、宿泊・飲食・サービス業においては反動減、卸・小売りにおきましては価格転嫁による消費マインドの冷え込み懸念からの慎重判断が目立っております。借入金の返済もあり、賃金引上げのための内部留保は決して厚くはないと言っております。

賃上げの状況についてでございますけれども、賃金の上昇率は連合さんによる集計の結果によりますと、全体で最終で5.1ぐらいです。中小でも4.45%、日本商工会議所の調査では正社員の賃上げ率が3.62%、パート・あるバイトでは3.43%、長野県の令和6年度の春季賃上げ妥結状況の最終報では、300人未満で賃上げ率は3.37%、全体で平均3.81%と発表されております。最も状況を反映していると言われて我々も注目をしております賃金改定状況調査第4票の のBランクでは2.4%、 の2年間両方に在籍していた労働者のみの集計においては、2.9%となっております。これは最も最低賃金決定の3要素を反映した数値と言われている数字でございます。中小企業・小規模事業者の賃上げにつきましては、人手不足に伴う人材確保・定着のためのいわゆる防衛的な賃上げの色彩が非常に濃いと見ております。日本商工会議所の調査におきましても、5%以上引き上げたという企業様が24.7%ある一方で、ゼロから1%未満が19.5%、賃下げをされたというのは5.2%あります。長野県内においても同様の二極化の傾向にあるものと推測をしているところでございます。大手企業の賃上げ率ばかりに目が行っている状況に懸念しているところであります。セーフティーネットとして全ての事業所に適用される最低賃金の引上げは、各事業者の経営判断による賃上げとは意味合いが異なることを再度認識していきたいと考えております。

賃上げ原資の確保についての対応でございます。昨年の最低賃金専門部会総意の政府に対する要望に示しましたとおり、十分にしているとは決して言い難く、道半ばであることは誰もが共通の認識で思っていることであると思っております。価格転嫁と生産性の向上が引上げ原資確保の柱であるのはございますけれども、中小企業庁の価格転嫁におけるフォローアップ調査によりますと、今年3月調査と昨年9月の調査を比較しますと、一部でも価格転嫁できたとの回答は67.2%と9月から4ポイント増加しております。一方で1割~3割しか転嫁できなかったという回答は23.4%と、9月から4ポイント増加しております。全く転嫁できなかったとの回答が19.8%と横ばい。価格転嫁できた企業とできない企業で二極化をしていることは明白であります。発注企業との間で価格交渉が行われた割合が59.4%と微増、一方で希望したが交渉が行われなかった割合が10.3%と、7.8%から増加をしている状況にあります。生産性向上に向けては、ものづくり補助金、省力化投資補助金等の活用をこれからも促進をしてまいりたいと思っております。

使用者側の引上げについての考え方でございますが、こうした状況を背景として、大手の賃上げばかりに着目することなく、統計3要素に関するデータに基づく明確な根拠の下、納得感のある審議決定を望みたいと考えております。特に地域の実情を反映した審議の進め方を望むものであります。過度の引上げによる対応もできない事業者は廃業に追い込まれることが懸念されております。先ほども申し上げましたとおり、防衛的賃上げの中で、人材の確保・定着に重きを置いておりますので、かなり無理がある状況も見えております。これが何年か続くことによって、非常に経営も難しくなるという状況に来ていると見る事ができる

と思います。最低賃金上げが中小企業・小規模事業者の経営や地域の雇用に与える影響に注視をしていきたいと思います。自発的・持続的に賃上げできる環境整備を図ることが必要であります。賃金支払い能力を高め、最低賃金の上げが継続的に実施できる環境整備を進める必要があります。人手不足もあり、一定程度の上げは必要であると考えておりますけれども、地域の実情をどのように反映するか、これから議論を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

倉崎部会長

ありがとうございました。ほかの委員の方で補足がありますか。

聲山委員

先ほど資料が配られましたけれども、その2番、最低賃金の未満率と影響率がありますが、今回どうなるか分かりませんが、例えば、50円なり50数円というあたりを見ますと、影響率が17.5%から、1,000円を超えてから24.5%で、つまりものすごく影響が大きくて、もちろん私たちも給料を上げることに前向きにやりたいと思っていますし、各企業の経営者さんもかなり上げていこうと言っているのでも、そこはいいと思いますが、どれぐらい上げるとどうなるかを考えてやっていかないと、上げようということだけ考えていきますと大変な事態になるのではないかと、特にこの影響率の数値でも、例えば1,001円であれば24.5というのは4社に1社に影響があるということだと思っておりますし、そういうところを見ながらいろいろと考えていかないと難しいと思っています。私の感想ですが、以上です。

倉崎部会長

ありがとうございます。その他、お願いします。

山岸委員

よろしく願い申し上げます。先ほど井出委員からもお話をいただきましたけれども、現状、私の知る範囲で景気についてですが、一昨日、アヅマの清水社長がおっしゃっていましたが、非常に地域的には良くない状況があるように思っております。製造業ですが、全般的にもらっている商社さんからも話を聞きますと、やはり中国の景気後退で大分影響を受けて、会社によっては、木曜日と金曜日はお休みをしている会社があると伺っています。そういった状況も一つの背景としてございます。

先ほど井出委員、聲山委員からもお話がありましたけれども、最低賃金の上げに関しては、私も決して反対をしているわけではなくて、ただ支払い能力について、大きな会社は支払い能力の指標となる労働分配率は4割ぐらいということですが、中小企業の場合は平均的に6、7割であり、支払いの原資をどうやって確保していくかが問題です。そういう中で、昨年11月29日に価格転嫁の指針を出していただき、行政機関や関係者の皆様にもいろいろお力添えをいただいて、本当に潮目が変わってきたと感じています。今までの約30年間は毎年値下げの話であり、逆に値上げをしていただけというのは経験がなかったので戸惑って

いるところもありますが、それでもこの指針にもあるとおり、会社によっては労務費に関しては自助努力だと言われると聞いております。やはり一番は、賃金を上げていく中でも、中小企業として原資をどのように捻出するのが問題で、経営者側も努力はしていくのですが、給付とか減税といったところも含めていろいろな面でご審議をいただければと思っております。まとまらない話で申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

倉崎部会長

ありがとうございました。ただいま、労使双方から今年度の改正審議に向けた基本的な考え方が示されました。これにつきまして、ご質問、あるいはご意見などありましたらお願いいたします。

櫻井委員

櫻井です。よろしくお願いいたします。

先ほど聲山委員のほうから、今日出された資料の影響率のお話をいただいたところですが、1,001円を超えると24.5%の影響率であり、その手前では17.5%ですので、この辺をどう考えていくかということは確かにありますが、昨年の経過を見ても、全国的には20%を超える影響率でも最賃を上げていこう、こういう判断をされて平均はたしか20%を超えていたと承知をしており、そういうことで決めてこられたという経過もあります。やはり長野県は、先ほど山口委員からも考え方を申し上げたように、あまり消極的な論議をしていると全国の中でも埋没していってしまうのではないかと、そのような気持ちであります。そういう意味では、ぜひ支払能力のことはこの間の会議でも申し上げたように、価格転嫁のことは我々の労働組合でも重点的に取り組んでいるところであり、そういう実態はあるにしても、やはりそこは積極的な建設的な最賃の引上げ、そういうものを図っていかないと、やはり全国の流れから遅れていくのではないかと、このことを非常に懸念しているところです。その影響率のところをどう捉えていくかについては、今後論議を重ねる中で、どこかで妥協点を見つけていければいいなと考えております。まとまりませんが、影響率のお話をさせていただきました。

聲山委員

私が一番懸念しているのは、確かに今の話もそうですが、いわゆる他県との比較の中で、去年はCグループがかなり上げました。ある県はこれだけ上げたとか、最下位にはなりたくないとか。結局、実態とはかけ離れた数字での競争になってしまっているのではないかと、実際はどうか分からないけれども、そのように思いますので、他県との比較は大事けれども、県の実態よりもそちらにウエイトが行ってしまうのが一番怖いかなと思っています。そういうことも考えながらやっていかないと、競争、競争で上げてしまうと、最終的に何を根拠に上げたんですかという話になってしまうので、そこら辺は慎重にやっていきたいと思っています。

倉崎部会長

ありがとうございます。

櫻井委員

県の実態という意味では、企業の皆さんが厳しいということも先ほど井出委員から説明をいただいたところでありまして、物価の話は今の論議の中に出てこなかったけれども、先日の資料 27 の 6 ページにもあるように、そこには何が載っているかということ、東京都、全国、それから長野市の消費者物価指数とかが載っています。見ていただくと分かる通り、長野市は指数が高いです。やはりそういうことからして、ガソリン代に代表されるように、長野県は物価が安いかというとそうではないわけですし、その分やはり経営者の皆さんもそうですし、我々もそうですし、生活が厳しいということですね。これからも同じです。そういう中であって、やはり最低賃金の近傍で働いている人たちはその影響というのはより大きいということだと思しますので、そういうことからすれば、まさに今おっしゃられた地域の実情を反映したということであれば、このことだけ見ても、やはり全国以上に上げをしていくべきではないかと。今回一番重要視されているのは、そういう近傍で働く皆さんの生活といったところだと思しますので、そういうことからすれば支払能力の厳しさはあったにしても、その近傍で働く皆さんの生活を守っていくため、他県以上のことも考えていかなければいけないのではないかと、こんなことを思っているところです。また数字については詰めていくことになると思いますが、こうした背景もあるということでご承知おきいただいた上で、論議を進めていければありがたいと思っています。以上です。

倉崎部会長

ありがとうございました。この点について何かございますか。

井出委員

一定程度の引上げについてはもちろん必要だということは、皆の総意として理解はしておりますけれども、先ほどの影響率の問題にしましても、一方的に法律で縛られるということでもあるので、やはりみんな上げざるを得ない、そこはクリアしていくということは大原則の中で皆さん対応されているわけで、そこはやはり防衛的言いますか、無理のある中で対応している状況も、間違いなく見て取れるのではないかと考えておりますので、それがすんなりと、何ら抵抗なく引き上げていく、併せて対応ができているということでは決してないので、やはりかなり無理をしている、厳しい状況であるということも、ぜひそこについても理解をした上で議論を進めたいと思っております。

山口委員

私どもも、決してその辺を全く無視してというわけではないですが、やはりこちらも申し上げさせていただいたように、現状の水準、やはりあるべき水準というか、しっかり生活をしていく、まさに先ほど来お話が出ているとおり、他県との比較とか、別に賃上げ競争をし

ているわけではなくて、やはり中賃でも格差を縮めるというのは、やはりそれぞれ生活している労働者が安定した生活ができるための格差を縮めるということでありますので、例えば東京で働いていようが、長野で働いていようが、しっかりと生活ができる水準にするための改善ということで、別に最終的に企業が儲かるとか儲からないとかという格差を言っているわけではないと捉えておりますし、今、井出委員もおっしゃるとおり、影響率も含めて、やはりどういう水準にするべきなのかをしっかりとこれから議論すべきだと思います。その根底にあるのは、先ほども申し上げましたとおり、もちろん企業を維持するというのも必要ですし、労働者がどうやってこの長野県の中で生活をしていくか、その水準がいいのかという、しっかりと水準の議論を、幾ら上げたとかというよりも、我々としては、やはり幾ら必要なのかということを中心に議論をさせていただきたいと考えておりますので、ぜひそんなこともご理解いただきながら、これから水準の議論をさせていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

倉崎部会長

ありがとうございました。なかなか分析すべき論点はたくさんあると思ひますけれども、私が大きく理解したところでは、労側のご主張としては、やはり最賃法1条、あるいは憲法25条の趣旨を背景として、昨今の物価上昇に見合った賃金を実現すると。間接的な事情としては、企業も大幅な賃上げもしているし、より大きな視点としては、政策的な観点として魅力ある長野にする、人材の流出を防ぐ、こういう大きな視点にも着目すべきではないかというお考えとお聞きしました。

他方、使用者側のご見解としては、やはり支払い能力を重視すべきであって、物価高は消費者に限ったことではないと。企業も同様であると。特に大企業というよりは、やはり中小企業にスポットを当てるべきであると。先ほど述べたコストの上昇に関して、価格転嫁ができていないところとできていないところで二極化していると。そうしたことも注視すべきであると。そうしたことの視点を見失うと廃業の懸念も生じてくるので、地域の実情に見合った審議を進めていくべきだと。大きくはこういうご趣旨だと理解したところでございます。

影響率につきましては、やはりそれぞれの表と裏と言ひますか、つまり、労働者側の立場とすれば、それは影響率が高いほうが最賃法の趣旨の実現の射程がより広がるので好ましいという視点で、使用者側とすれば、影響率が大きいということはそれだけ賃金に関する仕組みを再構築しなければならない企業がより増えることになるので、支払能力に関して大きな影響を与えるという視点で、だから影響率というのは労使それぞれ見方が異なるものなので、それぞれ異なった見方があるということをお前提として、慎重に審議をしていきたいと思ひました。

では、ここから具体的な金額の提示ということになるのですが、まず、本日時点で具体的な金額のご提示の準備というのは、労使双方でございますか。また、労使ともご準備があるという前提で、金額提示の段階からの公開・非公開についてですが、これについてご意見はどのようになりますか。

山口委員

労側とすれば、金額提示や意見交換はそのまま公開して特に問題ありません。公労・公使の個別協議は別として。

倉崎部会長

労側としては、金額に関する三者のやり取りは公開で構わないと。使用者側としてはいかがですか。

井出委員

結構です。

倉崎部会長

それでは、少なくとも金額に関しては三者間のやり取りに限り公開ということで承知しましたので、金額の提示とそれに関する意見交換のところまでを公開といたします。

では、まず労働者代表委員から、金額及びその金額に至った理由についてのご発表をお願いいたします。

山口委員

私のほうから申し上げます。金額は、もう掛け値なしの52円、根拠は先ほど申し上げましたとおり、とにかく1,000円に今回は乗せたい。やはり全国的にもそういったものをしっかり意識しながらの審議がされておりますし、先ほど申し上げましたとおり、1円でも足りなければ、やはり見え方が変わる。たぶん企業的に1円でも2円でも苦しいとおっしゃられると思いますが、それ以上の、世間というか、一般的に見せる見え方が、やはり大幅に変わると思っています。なかなか人が取れない、これは県内の在住者だけではありません。やはり人手不足は県内を含めて、あるいは外国の方を含めて、もう入っていただかなければとてもとても足りないような状況になってきている中で、4桁に乗るのか乗らないのかというのはかなり変わってくると思っておりますので、どうか、その1円、2円というものにこだわるといって、確かに1円、2円、我々とすれば1円、2円変わったところで、もしかしたら生活の水準が大きく変わるかと言われるとそこまではないかもしれませんが、人材確保とかいったことまで含めれば、この1円、2円というのは相当大きな差があるということがありますので、今回は目安プラス2円、とにかく1,000円に乘せるための52円ということで考えています。

本来というか、その生活の維持ということで行くと、実は連合としてもリビングウェッジというものをしています。長野県の中で働く単身者も、実際には1,050円は最低必要だということを出ているのが実態であります。そのような指標も出して、そういうことからいくと到底足りないですが、ただそうは言っても、先ほど使用者側の皆さんもおっしゃられたそういったことも踏まえれば、まずとにかく1,000円に到達させて、それからどうやって進めるかということを考えるべきだということ強く申し上げたいと思います。従いまして52円

ということであります。以上です。

倉崎部会長

52円だから1,000円と。時間額1,000円と。理由付けに関して、ほかの委員の方から何か補足はございますか。

竹村委員

前回もお配りした賃金調査ですが、そちらの冊子の12ページに、去年の調査ですが、12ページの四角囲いに1時間当たりの時間給というものを18歳の初任給のところ、165時間で割ったものがもう既に1,078円ということです。今年の調査でいくと、大体1,120円とかそういう金額になっていますので、リビングウェイジと合わせてこの辺の金額が必要ではないかと言っているところです。ただ最低賃金のところですので、目指すところと言えば、今、山口のほうで申しあげました1,000円という大台を一応目指しているということで、調査的にはこういう数字が出ていますということです。以上です。

倉崎部会長

ありがとうございました。櫻井委員どうぞ。

櫻井委員

そういう意味で、先ほど話題になりました影響率、今日、労働局に資料を用意してもらったところですが、52円、つまり1,000円ということで私たちは考えているところですが、影響率を見ていただいても、992円のところから17%台で大きく変わらないという実態も見えているところですので、ぜひ前向きに検討をいただきたいと思います。

さらに申し上げれば、今日用意していただいた資料の中にありますけれども、資料6、職業別求人募集平均賃金について、これはハローワークでの募集の産業別の数値かと思いますが、上限下限が示されており、ざっと見ていただいても、もうほとんどが1,000円を上回っている状況になっているんですね。一部の産業で900円台のところもありますが、やはりそういう現場の実態からしても、やはり1,000円というものを一つのベースに置くということは、現場の実態にも即している部分になってくるかなというところだと思いますので、ぜひそんな点も考慮いただいて、52円というところを導き出していければと考えているところですので、よろしくお願ひしたいと思います。

倉崎部会長

ありがとうございました。それでは次に、使用者代表委員から、金額及びそれに至った理由についてのご発表をお願いいたします。

井出委員

先ほど部会長からもご指摘いただきましたとおり、中小企業・小規模事業者に注視をして

いく必要があるというのが基本的な我々としての考えでありますので、それを重視して検討しました。一応3要素が色濃く表れているという数字ということで、賃金改定調査、実態調査の状況調査の第4表を使わせていただいて、これの表よりも表のほうが高いので、昨年在籍した労働者、また引き続き今年度についても在籍している労働者の比較ということで、2.9%、Bランクは上昇していますので、この比率を基にしまして、2.9%掛けさせていただいて、27.49円、27円の975円。出していただいている数値が、やはり私どもがこだわっている大企業さんの賃上げ率の数字が使われていますので、我々とすれば、中小企業・小規模事業者の現状、状況をより色濃く示しているということでこの資料を使わせていただいているところです。

倉崎部会長

ありがとうございました。ほかの委員の方から、何かございますか。特に理由づけの補足はよろしいですか。

それでは、ただいま労使双方から金額の提示がありましたので、この提示された金額につきまして、ご意見やご質問などがありましたら意見交換をお願いいたします。

櫻井委員

今、井出委員からお話しいただいたところですけれども、第4表の ということで、昨年から継続勤務されている方の賃上げの2.9%から導き出している27円の975円ということですが、中央の様子を見ても、やはりその論議は当然あったと思うんですけれども、中小の皆さんの賃金の引上げ率を実体化するのはそういう部分があるのかもしれませんが、先ほどもお話をさせていただいた実際最賃近傍で働いている皆さんの生活ということを考えたときに、昨今の物価上昇の部分はどう考えるかということで、そういう意味では中央が出してきた目安の50円でBランクのところは平均で5.2%という形になっています。それはやはり物価高の中で、最賃近傍で働く人たちの生活を何とかバックアップするためにその金額だよという部分が一番色濃かった目安の決定だったと思いますが、そこら辺の生活ぶりということはどんなふうに考えていらっしゃるかなと思うのと、申し上げたとおり、全国的な水準を見ても、長野市や長野県が決して物価が安いということではない実態もある中で、そこら辺は使側の皆さんとしてどのようなお考えでいらっしゃるのかを伺ってみたいです。以上です。

倉崎部会長

消費者物価の上昇に関して、使側としてどう考えていらっしゃるかということですね。そのあたりは、どういうお考えでしょうか。

聲山委員

物価指数ですからね、物価ではないから。長野市が高いというのはどうかと。確かに指数は2020年に比べて上がったのかもしれませんが、言い方は悪いけれども元々長野市は安かったし、それは物価というものを調べないと分からないところだと思います。生活はもちろん、

たぶん経営者さんたちは皆そうだと思いますが、社員の幸せや生活を一番に考えていない経営者は、今いないと思います。その中で必死になってどうするかこうするかというので、いわゆる人件費の部分で、前年も言ったかもしれませんが、経営者サイドは自分の役員報酬を思い切り削っても社員に還元するという経営者は山ほど見てきたし、そういう決算書も見てきたし、そういう努力をしながら何とか社員さんの生活のレベルを維持させようとしている方々が、この最低賃金の対象となる企業さんにいらっしゃることは本当に確かです。この3年間で、99円、100円近く上げてきた、よく上げてきたというのが私の感想で、世の中もそうですし、物価も上がってきたからやむを得ないけれども、これまでにコロナ禍がありまして、コロナの最中は、従業員さんもそうだけれども、経営者もものすごく苦しくて、ここをいかに乗り越えてきたか。申し訳ないけれども、社員さんで辞めてもらう人は辞めてもらったけれども、辞めないであえて休業という形にしてもらって、またコロナが終わったら戻ってきてもらうとか、かなりいろいろな努力をされていました。今、コロナが明けて、さあ社員さん戻ってきてくださいと言っても、もう分かっていると思いますが、宿泊業とか運送業とかは全く戻ってこなくて、今やバス会社さんもバスを減らして、ホテルさんはお客が来るけれども断らざるを得ないという状況で、結局はその売上げや利益が目の前にあるのにチャンス逃しているケースもたくさんあります。そんなやりくりをしながらやっていて、どこまで上げようかということ在必死になって考えている方が多いと思うんです。そういった中で考えていくと、やはり50円、52円という数字は、世の中の経営者さんからすると、またここで引き上げれば4年間で150円かよと。その辺を考えてしまうと、実際の声を聞くと、非常にこちらとしても意見を出せなくなる。だからやはり第4表の、これが実態を表していますので、そこら辺をまず提示して考えていきたいと思っています。

倉崎部会長

ほかの委員さんから何かございますか。

山岸委員

先ほど櫻井委員のおっしゃられたことは非常に大切なお話だと私も思っています。やはり生活していく中でお金というのは当然大切だと思いますが、やはりその中でうちの会社は、そんなに自慢できることはないのですが、例えば、働きやすいとか、安全だとか、人間関係とか、ストレスチェックは基本的に50名以上の会社が行うものを弊社は40名以下のときから取り組んだりもさせていただいております。先ほど聲山委員からあったように、社員のことを考えない社長さんはおられないかと思えますし、そういった中でいかに賃上げの原資を捻出していくかということが苦しいところです。先ほどの価格転嫁につきましても、やはり長年コストダウンを毎年3%、年2回で6%とやってきて、ここで値上げという話は、今までのデフレが根底にある中で、メーカーさんと波風を立てるのは、少なくとも私はそういうのは怖いところです。大手のメーカーさんも、最終的には競争購買ということで、会社の資材調達において、例えばこのユニットだからこの部品は目標単価幾らにしろさいという話があって、それに対して少しでも単価が上がれば、世の中で少しでも安いところから調達しな

さいという流れになるので、実際仕事がなくなってしまうよりは、利益が減ったり、赤字であっても総体的に見て何とかやってくれればと思っている会社さんもございます。そういった中で、できるだけ切り詰めてやってきているのかなとっていて、メーカーさんの購買の方の立場もあると思いますが、やはりQCD、品質・納期・コストの中で価格がどちらかというところと重視されているところがあるので、そういった形でご判断いただくと本当にありがたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

倉崎部会長

ありがとうございました。これにつきまして、労側のほうから改めて何かご意見はございますか。お願いします。

竹村委員

使側の皆さんの努力というか、企業側の努力というのは十分分かりますし、今回目安額の50円というのは、やはりそういうインパクトは非常に大きいとは思っています。今、山岸委員がおっしゃられたように、価格転嫁についても、次に仕事が無くなってしまったらということも非常に分かりますし、労側にとっては、やはり少しでも給料が上がって生活するという部分がありますが、企業の存続ということも分かります。ですので、そういったところをずっと話をしても、なかなか歩み寄りということが難しいところがありますし、公労使の三者構成というこの審議会の意味を考えて、もう少し公益の先生の皆さんの話も聞きたいと思うところもあります。今、こういう金額提示をされた中で、公益の先生たちが今の段階でどういうふうになっているのか、その考え方を少し最初に聞かせていただいて、やはり歩み寄りを図ることが必要ではないかと思うのですが、今の労使の話聞いて、どう思われるか、それを公益委員の皆さんにお聞きしたいと思ひます。

倉崎部会長

そうですね。今までにあまりないことですが、私としては、まずは労使双方の協議によって、労使双方の納得感により近いものを求めていくということを考えておりますので、公益委員が、現時点でまだ情報も少ないというのがありますが、例えば裁判でいえば裁判官の心証みたいなものを示して、これはどうだ、あれはどうだと言うのは、私はたぶんこの審議会の趣旨とは違ひと思っています。ご意見はご意見として承りますけれども、私は少なくとも、公益委員というのは、現時点では一歩下がった位置で、労使の活発な議論がより実質的、効率的にできるかということを目指すべき立場だと思ひております。

沼尾委員

制度の立て付けとして、公益委員がいる理由というのはどういうふうになっていることなるのですか。公益委員の役割というのはどういう役割だと制度として立て付けているのですか。

それによつては、今のご発言は、「我々には交渉というのはあまり最初からできないんだ」

というふうにも受け取れる発言なので、それはどうなのかなと心配しているんですけども。「我々」というのは、労側ということです。

聲山委員

たぶん、今双方の話をまだ聞いたばかりだし、そこで確かに意見を聞きたいのは分かりませんが、なかなか難しいかもしれないです。

沼尾委員

もちろんそういう問題もありますが、それと別に建前はどうなっていますかということは今お尋ねしています。

竹村委員

去年から、公益のビデオメッセージが出ていますね。ああいう発信というのは、やはり公益の先生たちがもう少し中に入ってもらって議論するべきものという考え方を示しているものだと思うんですね、中央の目安審議の中も。それで会長が発言しているものなので、やはりああいうところのビデオメッセージを流した背景というのもありながら、賃金の内容というのを、もう少しずつ全国一律に見えるような形でやっていこうという流れだと思います。

沼尾委員

あれは中央審議会のほうから地方審議会に対してのメッセージであって、中央審議会で目安額を決めるときに、最初から公益委員が介入したということではないと思います。だから、審議については地方審議会の公益委員に向けて発しているわけではなくて、この場の三者に対して発している、そういうメッセージだと僕は理解しているので、ああいうメッセージがあったからと言って、この場の公益委員が積極的に介入するということをメッセージとして伝えているものではないと考えますが。

竹村委員

確かにそれは分かりますが。要するに去年も歩み寄りが難しかったという現状があるんですね。

沼尾委員

だから、それは今年も駄目だと言っている話になってしまうじゃないですか。それでいいんですかと。

竹村委員

だから、そういうところも含めて、やはり歩み寄りを持たせるということも一つじゃないかと思って。

沼尾委員

ご提案としてはもちろん承ります。

櫻井委員

どっちにしても、今日ある意味実質的な審議の1回目になるわけだし、今日この段階でということでもないじゃないですか。最終局面の部分ではそういうこともあるかとは思いますが。

倉崎部会長

ちょっとごめんなさい。そこは私が描いている最低賃金制度観とは違います。申し訳ない。そこはたぶんそういうご意見を持たれるのはもちろん尊重しますが、私はそれは受け入れられないと思います。やはり私はあくまでも労使がより納得感のある結論に至るよう、労使の真意からの合意をまずは目指すべきであって、公益委員というのは基本的に一步下がってそのサポートをします。ただ、それがどうしても成果に至らなかったときは、やむを得ず公益見解という形で介入すると。そういう基本的な構造自体、私は変わっていないと思いますので、まずは、労使双方の充実した実質のある議論のお手伝いをさせていただくと、このように考えております。

沼尾委員

今の話とちょっとずれてしまうかもしれませんが、皆様のご理解として、二者協議だから非公開にできるという理解は考え直していただきたいなと思います。そうではなくて、三つの条件に合うときには非公開にできる、それで二者協議をする、こういう制度だと思えますので、これまでどおり二者協議は非公開だからこれからも非公開だというご理解は改めていただければと思います。

倉崎部会長

それにつきましては、また進行についてそれぞれご意見を伺いながら、これからやろうとしていることに見合った公開・非公開を決めていくということになります。

このほかに、金額ないし金額の理由づけに関して交換しておくべき意見はございますか。現時点ではよろしいですか。

山口委員

はい。

倉崎部会長

使用者側も現時点ではよろしいですか。

井出委員

はい。

倉崎部会長

では、金額に関する意見交換は、取りあえずはここまでということにしたいと思います。整理をいたしますと、労使双方から提示された金額は、労働者側が52円引上げで、時間額1,000円、使用者側は27円引上げで、時間額975円でございます。現時点で労使双方の金額に25円の隔たりがあります。今後の進行につきましては、例えば1回持ち帰らなければ検討できないということもあり得るかと思えますし、例えば、まだお時間がありますし、全体で協議をする、あるいは公労、公使で意見交換をしておく、要するにもう少し論点の整理をしておきたいというご希望があれば、それに即した進行をしたいと思いますけれども、本日の今後の進行につきまして、ご意見はございますか。

山口委員

三者協議の中では、今我々としても使側からいただいた数字や考え方に対して発言もさせていただいておりますので、改めて三者ということでは今はよろしいかと。ただ時間があるのであれば、これ以降は公労・公使でさせていただければ。

倉崎部会長

分かりました。使用者側はどうですか。

井出委員

そちらがやられるなら、私どもも別に二者でやることは構わないです。

< 労側、使側がそれぞれ協議 >

山口委員

いったん持ち帰ります。

井出委員

はい。

倉崎部会長

では、本日の時点ではいったんここで検討は止めて、持ち帰って検討していただくということによろしいですね。

それでは、今日の時点ではお互いの主張を持ち帰って検討していただきまして、次回からは個別協議の実施も含めて検討していくということで審議を進めていきたいと思えます。それにつきまして、日時等について事務局からご説明をお願いいたします。

岡田賃金室長

次回は、明後日 8 月 2 日金曜日、場所は今日と同じこちらの長野労働局 1 階会議室で、時間は同じく午前 10 時からを予定しております。事務局からは以上になります。

倉崎部会長

ありがとうございました。開始時間は予定どおり 10 時でいいですか。例えば、もう少し審議をしたければ少し早めとか。

聲山委員

早いと厳しいので。

倉崎部会長

では、予定のとおり 10 時ということで。それでは皆様には、ご多忙の中、引き続き審議をお願いすることとなりますが、よろしく願いいたします。

では、議題（ 2 ）その他です。事務局のほうから何かございますか。

岡田賃金室長

事務局から 1 点ご説明をさせていただきたいと思います。

先日の第 2 回本審の参考資料 2 というところに、県労連からの要請書が資料としてありましたが、こちらの要請書の添付資料というものがございまして、こちらを本日追加資料としてお配りさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

倉崎部会長

資料の追加ですから、特にここはよろしいですね。許可いたします。

< 事務局から各委員に配付 >

ありがとうございました。その他としてはこれだけでよろしいですか。

岡田賃金室長

はい。追加はございません。

倉崎部会長

では、現時点で労働者代表委員のほうから何かご意見などはございますか。

櫻井委員

今日いただいた資料で、初めて見る形態のものがあつたので確認させていただきたいのですが、資料 2 の先ほど話題になっていた影響率の 6 ページからなんですけど、この見方は、

一番左にあるのが時間給で、そこにどのぐらいの人がその金額で働いているかという見方ということで、あとは右に定年齢別とか規模別という解釈でよろしいですか。

岡田賃金室長

昨年度までA3で折り込みのような形で配付させていただいたご記憶があるのだと思いますが、内容的には全く同じもので、そういった見方の資料になります。

櫻井委員

分かりました。あと資料4のほうの中央で示された全国のものから長野県のを抜粋したという3ページ目になるんですが、ここら辺は、先ほどの資料にあったように分布しているじゃないですか、時間額ベースで。それがグラフにするとこういうふうになるということですか。

岡田賃金室長

そうですね。こちらは令和5年の賃金構造基本統計調査に基づくデータということになります。

櫻井委員

分かりました。ありがとうございます。以上です。

倉崎部会長

ありがとうございました。労働者委員からはよろしいですか。
使用者代表委員から、現時点で何かございますか。

山岸委員

一つ、先ほどこういった賃上げをするようにということで賃上げの助成金とかいろいろありますが、その中で平成30年に先端設備導入計画、認定というのがありまして、その対象の設備を導入しますと3年間固定資産税がゼロというのがあったんですけども、2～3年ぐらい前からそのゼロではなくなって、今は半分ぐらいとか。あと、賃上げをしても減免が以前のようにゼロではないというところがあって、税の話ばかりで申し訳ないですが、少しでも賃上げの原資を捻出しなければならない中で、特に長野市の場合ですと事業所税という床面積1㎡当たり600円という、これは会社の収支にかかわらず納付しなければ、企業の責任としてそういう税金というのは当然ですが、会社の収支にかかわらず納付しなければいけないし、あと固定資産税とか償却資産税というのは当然、税の負担が非常に重いということも、少しでも配慮していただければありがたいというところがございます。終わり間際に申し訳ありません。よろしくお願いいいたします。

倉崎部会長

ありがとうございました。

ほかに使用者代表委員から、特によろしいですか。

倉崎部会長

では、ほかになければ、本日はこれで閉会といたします。どうもお疲れさまでございました。

閉 会